

平成27年東京二十三区清掃一部事務組合議会決算特別委員会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議題	2
開会	3
議題 1 正副委員長の互選	3
議題 2 認定第1号 平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計 歳入歳出決算の認定について	4
内容説明（大久保一成総務部長）	4
内容説明（井上 隆施設管理部長）	7
内容説明（中村浩平建設部長）	8
質疑（松原茂登樹委員）	10
答弁（南 洋介延命化担当課長）	11
答弁（塚越 浩技術課長）	11
質疑（松原茂登樹委員）	12
答弁（南 洋介延命化担当課長）	13
答弁（大久保一成総務部長）	13
質疑（松原茂登樹委員）	13
答弁（西川太一郎管理者）	14
質疑（太田雅久委員）	15
答弁（藤田和哉財政課長）	15
質疑（太田雅久委員）	15
答弁（藤田和哉財政課長）	15
質疑（太田雅久委員）	15
答弁（小林 孝職員課長）	15
質疑（太田雅久委員）	15
答弁（小林 孝職員課長）	16
質疑（太田雅久委員）	16

答弁（塚越 浩技術課長）	16
質疑（太田雅久委員）	17
答弁（塚越 浩技術課長）	17
質疑（太田雅久委員）	17
答弁（塚越 浩技術課長）	17
質疑（太田雅久委員）	17
答弁（塚越 浩技術課長）	17
質疑（太田雅久委員）	17
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	18
質疑（太田雅久委員）	18
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	18
質疑（太田雅久委員）	18
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	18
質疑（太田雅久委員）	18
質疑（斎藤泰紀委員）	19
答弁（藤田和哉財政課長）	20
質疑（斎藤泰紀委員）	21
答弁（小林 孝職員課長）	21
質疑（斎藤泰紀委員）	22
答弁（藤田和哉財政課長）	22
質疑（斎藤泰紀委員）	22
答弁（大久保一成総務部長）	23
質疑（斎藤泰紀委員）	23
答弁（高橋知之契約管財課長）	24
質疑（斎藤泰紀委員）	24
答弁（高橋知之契約管財課長）	24
質疑（斎藤泰紀委員）	24
答弁（塚越 浩技術課長）	25
質疑（斎藤泰紀委員）	26
答弁（井上 隆施設管理部長）	26
質疑（斎藤泰紀委員）	27
答弁（大久保一成総務部長）	27

質疑（白石英行委員）	28
答弁（佐々木正管理課長）	28
答弁（神野美和清掃事業国際協力課長）	29
質疑（杉田ひろし委員）	30
答弁（佐々木正管理課長）	30
質疑（杉田ひろし委員）	30
答弁（佐々木正管理課長）	31
質疑（杉田ひろし委員）	31
答弁（濱園義弘事業調整課長）	32
採決	32
閉会	33

平成 27 年

東京二十三区清掃一部事務組合議会決算特別委員会

1 期 日 平成 27 年 9 月 30 日 (水)

2 場 所 東京区政会館 202・203 会議室

3 出席委員 (20 名)

委員長 北区 やまだ加奈子

副委員長 練馬区 かしわざき強

委員 千代田区 戸張孝次郎

港区 うかい雅彦

新宿区 下村治生

文京区 白石英行

台東区 太田雅久

荒川区 斎藤泰紀

品川区 大沢真一

目黒区 田島けんじ

大田区 松原茂登樹

渋谷区 木村正義

中野区 北原ともあき

杉並区 はなし俊郎

板橋区 杉田ひろし

墨田区 樋口敏郎

江東区 山本香代子

足立区 高山のぶゆき

葛飾区 秋家聡明

江戸川区 福本光浩

4 欠席委員 (3 名)

委員 中央区 鈴木久雄

世田谷区 上島よしもり

豊島区 村上宇一

5 出席説明員

管理者 西川太一郎

副管理者 佐藤良美

監査委員	本 間 敏 明
総務部長	大 久 保 一 成
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	中 尾 正 巳
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	浅 川 勝 男
調整担当部長	萩 原 日 出 男
清掃事業国際協力室長	山 崎 廣 孝
施設管理部長	井 上 隆
処理技術担当部長	大 塚 好 夫
建設部長	中 村 浩 平
計画推進担当部長	野 村 浩 司
経済改革担当課長（監理調整担当課長兼務）	古 舘 陽
職員課長	小 林 孝
財政課長	藤 田 和 哉
契約管財課長	高 橋 知 之
事業調整課長	濱 園 義 弘
清掃事業国際協力課長	神 野 美 和
管理課長	佐々木 正
技術課長	塚 越 浩
施設課長	加 藤 徹 也
延命化担当課長	南 洋 介
計画推進課長	今 井 正 美

6 出席議会事務局職員

事務局長	内 野 陽
事務局次長	堀 井 一 雄
書記	山 本 晶 子
同	天 里 敬 二

7 議題

（１） 正副委員長の互選

（２） 議案審査 認定第 1 号 平成 2 6 年度東京二十三区清掃一部事務
組合一般会計歳入歳出決算の認定について

（３） その他

開

会（午後 2 時 3 1 分）

○内野 陽事務局長 事務局から申し上げます。本日は、委員の選任後初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の出席委員のうち、年長の委員である渋谷区の木村正義委員に臨時委員長をお願いいたします。

○木村正義臨時委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議題に入ります。1 「正副委員長の互選」を議題といたします。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木村正義臨時委員長 御異議ないと認めます。よって、正副委員長の互選は指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。正副委員長の指名は、臨時委員長から行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木村正義臨時委員長 御異議なしと認め、臨時委員長から正副委員長を指名することに決定しました。

委員長には北区のやまだ加奈子委員を、副委員長には練馬区のかしわざき強委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木村正義臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、やまだ加奈子委員が委員長に、かしわざき強委員が副委員長に選出されました。それでは、やまだ委員長に座席の移動をしていただきます。よろしくお願いいたします。

〔委員長 着席〕

○やまだ加奈子委員長 委員長に御推挙いただきましたやまだでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

2 「議案審査」に入ります。

本特別委員会に付託されました認定第1号、平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

審査方法につきましては、歳入及び歳出等について一括して理事者から説明を受けた後、一括して質疑・意見を受けることといたします。

それでは、理事者の説明を求めます。

○大久保一成総務部長 それでは、私からは、平成26年度一般会計歳入歳出決算につきまして、まず全体につきまして総括説明を行った後、続けて総務部所管の主な事業につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、議案として送付いたしました書類のうち、「平成26年度予算執行の実績報告―主要な施策の成果説明書―」、こちらをお開きいただきたいと存じます。

それでは、こちら1ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは冒頭のページになりまして、平成26年度当初予算につきましては、「経営計画」等に基づきまして、安全かつ安定的な廃棄物の中間処理を最重点課題とし、全事業の徹底的な検証及び見直し、一層の財源確保を基本方針として編成いたしました。

続きまして、2ページから6ページの主要事業の成果につきましては、後ほど各部長から説明をさせていただきます。

したがいまして、飛びまして、7ページをお開きください。

7ページ、こちらは一般会計歳入歳出決算総括でございます。歳入決算額は915億798万6,168円、歳出決算額は889億999万4,319円で、歳入から歳出を差し引きました額は25億9,799万1,849円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額でございます。

次の8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。主なものを御説明いたします。収入済額で、構成比の大きい順から説明いたします。

まず第1款、分担金及び負担金でございます。これは特別区の分担金でございまして、収入済額372億4,000万円、構成比は40.7%、本組合における歳入の根幹をなしております。

続きまして、第2款、使用料及び手数料でございます。これは主に廃棄

物処理手数料収入が占めておりまして、１５０億７，３９７万６，０４２円、構成比は１６．５％となっております。

次に、第８款、諸収入でございます。これは主にエネルギー売払収入が占めておりまして、１２３億７，３７４万３，４１８円、構成比は１３．５％となっております。

歳入合計は、一番下でございます。予算現額９１２億４，３００万円に対しまして、収入済額は９１５億７９８万６，１６８円で、収入率は１００．３％となっております。

次に、１０ページ、１１ページをお開きください。こちらは歳出でございます。

歳出について、主なものを御説明いたします。支出済額で、構成比の多い順から説明いたします。

まず第３款、清掃費でございます。これは清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設などの運営費及び施設整備費で、支出済額６３３億５，２５０万９，３２９円、執行率は９７．１％、構成比は７１．３％となっております。

次に、第５款、諸支出金でございます。こちらは財政調整基金への積み立てで、１３１億８，９００万円、構成比は１４．８％となっております。

歳出合計でございます。一番下、予算現額９１２億４，３００万円に対しまして、支出済額は８８９億９９９万４，３１９円で、執行率は９７．４％となっております。

次に、１２、１３ページをお開きください。こちらは款別・年度別決算状況でございます。

歳入でございますが、上の段の表の一番右、平成２６年度の歳入合計欄でございますが、前年度に比べて４．９％の増となっております。これは第１款、分担及び負担金が減となる一方で、第６款、繰入金、第２款、使用料及び手数料が増となったことなどによるものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、前年度と比べ７．５％の増となっております。これは第４款、公債費が減となる一方で、第３款、清掃費のうち第２項、施設整備費、こちらが清掃工場建設工事の進捗に伴いまして大幅に増となったことなどによるものでございます。

次に、１４ページ、１５ページをお開きください。こちらは性質別・年度別決算状況でございます。

下段の歳出でございますが、人件費及び公債費で構成されます義務的経費の決算額は、一番右の欄、平成26年度の欄は、188億2,906万1,000円で、構成比は21.2%、前年度と比べまして1.8%の減となっております。

投資的経費につきましては、197億5,990万6,000円、構成比は22.2%、前年度と比べ24.1%の増となっております。

また、物件費を初めといたしますその他の経費は503億2,102万7,000円で、構成比は56.6%、前年度と比べ5.7%の増となっております。

次に、16、17ページをお開きください。こちらは職員費決算状況でございます。

決算額は一番下の欄、合計欄をごらんいただきまして、110億1,830万3,970円、執行率は97.4%となっております。前年度と比べまして、3億684万9,746円、2.9%の増となっております。

次に、18、19ページをごらんください。こちらは組合債現在高調書でございます。

平成26年度末の現在高は、前年度末に比べまして3億7,846万9,000円減少いたしまして、359億1,523万9,000円となっております。

ページが飛びます。81ページをごらんください。一番最後のページでございます。

81ページ、中ほどにございます表でございます。財政調整基金の状況でございます。平成26年度末現在高は、前年度末に比べまして、27億9,900万円増加いたしまして、274億9,100万円となっております。

以上で、平成26年度決算の総括説明とさせていただきます。

なお、送付いたしております冊子のうち、決算審査意見書におきまして、監査委員より、決算審査を行った結果、いずれも法令に適合し、計数上過誤のないことを認めたとする報告を頂戴いたしております。

引き続きまして、総務部所管の主なものについて御説明いたします。

ページ、お戻りいただきまして、49ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは総務費でございまして、事業名、本庁管理。こちらは庁舎管理、文書管理等の本庁管理などに要した経費でございまして、執行率は95.8%となっております。

続きまして、55ページをお開きください。

事業名、6企画広報でございまして。こちらは企画・技術管理、広報活動及び清掃事業国際協力に要した経費で、執行率は91.7%となっております。

予算執行の実績の欄をごらんいただきまして、1、企画・技術管理のうち、ごみ排出原単位等実態調査委託は、一般廃棄物処理基本計画における施設整備等の検討に向けた基礎数値を把握するため、23区域から発生する家庭ごみ及び事業系ごみのごみ質などにつきまして調査したものでございます。また、平成26年度は一般廃棄物処理基本計画の改定と経営計画の改訂をいたしましたので、両計画の冊子の印刷の経費が載っております。

3、清掃事業国際協力でございまして。草の根技術協力事業における住民交流を初め、政府などが進める海外支援事業への協力に係る経費で、ごみ処理の制度設計、住民合意形成などについての助言を行っております。なお、本件につきましては、各事業者から、協力金などが本組合に支払われております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○井上 隆施設管理部長 続きまして、私から、施設管理部所管の主なものにつきまして御説明いたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

恐れ入りますが、引き続き、同冊子41ページをお開きください。

ページ中ほどにございまして、7、雑入をごらんください。東日本大震災後に清掃一組が実施いたしました平成24年度及び25年度の放射能対策経費として、東京電力株式会社から1億3,245万9,115円の賠償がございました。

42ページをお開きください。

平成26年4月から10月まで実施いたしました大島町からの災害廃棄物の受け入れに伴い、4,371万1,860円の受託事業収入がございました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、61ページをお開きください。

事業名、1 ごみ焼却作業は、清掃工場等におけるごみの中間処理作業等に要した経費で、執行率は95.4%となっております。

続きまして、63ページをごらんください。ここからは不燃・粗大ごみ処理費でございます。

事業名1、中防不燃ごみ処理作業は、不燃ごみの処理に係る経費で、執行率は96.2%となっております。

1枚おめくりいただき、64ページをごらんください。

事業名、2 京浜島不燃ごみ処理作業は、こちらも不燃ごみ処理経費として、執行率は97.6%となっております。

続いて右側、65ページをごらんください。

事業名、3 粗大ごみ破碎処理作業は、粗大ごみの破碎、選別、資源化作業等に要した経費で、執行率は97.1%となっております。

1枚おめくりいただき、66ページをごらんください。

事業名、4 破碎ごみ処理作業は、粗大破碎済ごみの焼却処理作業に要した経費で、執行率は97.2%となっております。

不燃・粗大処理費については以上でございます。

続きまして、68ページをごらんください。

事業名、1 し尿処理作業は、品川清掃作業所におけるし尿等の処理に要した経費で、執行率は98.8%となっております。

続いて右側、69ページをごらんください。

事業名、1 埋立処分委託は、焼却灰や破碎済みの不燃粗大ごみ等の埋立処分に係る東京都への委託経費で、執行率は98.0%となっております。

飛びまして、73ページをお開きください。

事業名、2 清掃工場の施設整備は、既設清掃工場の設備及び施設の整備工事等に要した経費で、執行率は98.4%となっております。

施設管理部所管の主なものについての説明は以上でございます。

○中村浩平建設部長 それでは、私から、建設部所管の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

同冊子の26ページをお開きください。

第1目、清掃費国庫補助金のうち、収入実績欄、1、循環型社会形成推

進交付金でございます。循環型社会形成推進交付金は、循環型社会の形成を目的とした廃棄物処理施設整備に対する国からの交付金で、清掃工場の建設、建替工事などの施設整備事業などを対象として、その事業費の一定部分を補助する制度でございます。

収入実績は４９億６，５２２万円で、収入率は１００％でございます。平成２６年度は練馬、大田、杉並の各清掃工場の整備事業が対象でございました。

続きまして、歳出でございます。

７１ページをお開きください。

事業名、１清掃工場の建設でございます。支出済額１６３億９，３９８万５，４６３円、執行率９９．８％となっております。

執行実績の欄、２、練馬清掃工場から次ページの、６、目黒清掃工場までが建設部所管の事業で、清掃工場の建設、建替工事や環境影響調査委託、実施設計業務委託等に要した経費となっております。環境影響調査委託につきましては、整備事業の伸展に合わせて、現況調査及び事後調査を実施しております。

７１ページにお戻りください。

２、練馬清掃工場は平成２２年１２月に着工し、本年１１月にしゅん工を予定しており、現在は試運転を実施しております。

３、大田清掃工場は、昨年しゅん工し、本年度にかけ環境影響評価の事後調査を実施しております。

４、杉並清掃工場は、平成２４年９月に着工し、平成２９年９月のしゅん工を予定しており、現在は解体工事、地下の掘削工事が終了して、建築工事に取り掛かっております。

次ページの５、光が丘清掃工場は、平成２５年２月に建替計画を策定し、平成２８年度の着工に向け、契約手続を進めております。

６、目黒清掃工場は、平成２６年６月に建替計画を策定し、平成２９年度の着工を予定しており、環境影響評価手続を進めております。

各事業とも、ほぼ予定どおりの執行となっております。今後も、一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の整備事業を着実に進めるとともに、適正な予算執行に努めてまいります。

以上で建設部の説明を終わります。

○やまだ加奈子委員長 理事者の説明は終わりました。これより質疑・意見に入ります。

委員の皆様をお願いします。発言に際しては、質問する該当箇所、すなわち資料名、掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には、質疑を終わる旨の発言をお願いします。

次に、理事者の皆さんをお願いします。答弁の際には、職名を明確に述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

また、委員会の終了時間の目安は、午後 3 時 5 5 分頃ですので、円滑な会議の運営に御協力をお願いします。

それでは、質疑・意見のある方は挙手を願います。

○松原茂登樹委員 大田区の松原です。

それでは、ただいま報告がありました予算執行の実績報告、主要な施策の成果説明の 73 ページ、施設整備費の件に関して質問を申し上げます。

清掃一部事務組合が本年 2 月に改訂しました一組の経営計画において、区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営というのを目指すということで、経営理念として、さまざまな事業に取り組んでいるものと認識しております。その中で、清掃一組の事業は、23 区が本来行う事業を共同処理しているものでありまして、その観点から、昨日の新聞にも出ておりました世田谷清掃工場において生じている諸問題について、23 区全体の課題として認識し、何点かお伺いをしたいと思っております。

世田谷の清掃工場につきまして、平成 20 年 3 月にしゅん工し、稼働を開始したということで、公表によりますと、建設費が 166 億 8,000 万円余ということでありますけど、比較的新しい清掃工場ということだと思っております。その中で、昨年 11 月から工場内で高い濃度のダイオキシンが検出されまして、その対策のために、焼却炉が停止をしていると。そして、また今回、今までに数回の対策を試みたようでございますけど、いまだに稼働できている状態ではないということでもあります。新聞によりますと、半年以上にわたる停止というのは過去にはないということも書かれているわけでございますが、そこで、まず 3 点、お伺いをいたしたいと思います。

世田谷清掃工場、ほかの工場と異なる焼却方式、例えばストーカ式とか流動床式とかというのがあるんですが、この工場においてはガス化溶融炉

式を採用しているということなのですが、この方式を採用したメリット等を教えていただきたいと思います。

そして、また、20年に稼働をしまして、定期的な保守点検、また、補修を除きまして、計画外の操業停止となっております主な原因と、停止の期間についてもお答えいただければと思っております。

そして、また、昨年11月から実施しました対策、その効果及びこれらに要した費用について、この3点をまずお伺いをしたいと思います。

○南 洋介延命化担当課長 ガス化溶融炉のメリットということですが、平成8年に、まず、国が灰溶融炉を併設することを交付金の対象の要件としたことから、ガス化炉、灰溶融炉の併設が必要となりました。世田谷清掃工場は、平成12年ごろ、ガス化溶融炉を導入するというふうに決めたんですけれども、そのころになりますと、一旦、焼却した後、灰にするのではなく、ごみをいきなり溶かすというほうが、非常に熱効率的にメリットがあるということで導入しております。また、熱効率だけではなくて、非常に施設がコンパクトになるというようなメリットもあるということになっております。

それと、3番のこれまで行った対策ですけれども、経緯と原因ですけれども、昨年11月に停止したときは、空気を吹き込むところの場所の構造のところから漏れていたというところが一つと、一旦吸引して、機械を負圧にして、それを焼却炉に戻すんですけども、そのラインの配管が詰まっていたということで、そこを処置して、一旦は今年の12月に立ち上げました。しかしながら、その後、2月にダイオキシン類のレベルが再度第3管理区域になったことから、対策をしてきたものです。3月以降は、機械に空気で圧力をかけまして、漏れがないかということを確認した上で、漏れている箇所を補修してまいりました。7月に再度試験稼働をしたんですけれども、再び、また第3管理区域になったということで、現在は、機械の周りの空気を吸引して、燃焼用空気として使えるような改良をしております。経費につきましては、昨年11月から、全てプラントメーカーが負担しておりまして、当方では幾らかかっているかというのは把握してございません。

以上です。

○塚越 浩技術課長 世田谷工場の計画外停止について、私のほうからお答えいたし

ます。

昨年、26年度の計画外停止につきましては故障による計画外停止の件数、休炉に至ったのが10件、それと休炉に至らなかった件数が3件で、都合13件、計画外の故障を起こしているところでございます。

以上でございます。

○松原茂登樹委員 今、報告があった平成12年に決定をしたということで、たしか平成12年だと、都から一部事務組合にされたときかなという、非常に大変な時期だったと思うんですが、そうは言いながら、今、一部事務組合がそれぞれの中でやっているということで、また改めて、前回配られた資料13にも、平成26年11月19日の測定以来、いろいろな形で、今説明があったように3回とまっているということが新聞紙上にも出ていますし、この資料にも出ているわけですね。それで、その中で、やはり世田谷清掃工場の稼働停止というのは、今申し上げたように約10カ月にも及んでいるわけですね。新聞紙上では6カ月、半年以上ということが出ているんですが、こういうことというのは、ほかの清掃工場、特に23区に少なからず影響が出ているというふうに思っているわけでございます。

そういう部分で、今後新たに実施する対策についてとか、その効果に期待するんですが、可能な限り早期の再稼働ということが必要だというふうに思っているわけでございます。その中で、永久的な安全稼働に向けて、抜本的な対策を検討する組織を新たに設置し、検討を進めますと、新聞紙上にも出ていますし、そのようなことで、世田谷区さんも入るというような報道等もあったんですが、その中で、今回、長期にわたる稼働停止ということで、さまざまな影響、影響評価では、世田谷工場の周辺環境への影響はないということが発表されているのは分かっているんですが、やはり社会的損失等というか、どのように認識しているのか、まずお答えいただきたいということと、今申し上げたのは、世田谷がとまっているから、ほかの清掃工場に当然回さないと処理できないということも含めてなんですが、それと、あと今回の対策が、一組のところの抜本的対策を含めて、今後の世田谷清掃工場についての見通しというのでも聞かせていただければというふうに思っています。

そして、最後に、経営計画の改訂というのも踏まえて、今後の一組の経営について、考え方をお答えいただければと思っております。

○南 洋介延命化担当課長 社会的損失はどのように考えるのかという御質問ですが、
れども、当組合としても、このような長期停止はこれまで経験のなかった
ことです。昨日、世田谷区さんから、要望書としていただいております
ので、こういった長期停止に関するのは、これまで想定してこなかったの
で、ルールの見直しなど検討してほしいということでしたので、そういっ
たことも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

それと、見通しなんですけれども、これから試験焼却を開始しまして、
その結果がよければ、11月の上旬より再稼働をしてみたいというふ
うに考えております。

○大久保一成総務部長 私どもといたしましても、今回の世田谷工場の事態について
は、大変重大視しております。今、松原委員も御指摘されましたけれども、
昨日、検討のための組織を立ち上げまして、世田谷区からもメンバーに加
わっていただいて、一緒になって対策を検討していこうという体制も立ち
上げてございます。

そこで、経営計画に照らしてどうなんだということですが、経
営計画につきましては、当分の間、一組による中間処理を行うに当たり、
経営の効率化をすべしということをつくったものでございます。業務委託
等、できるだけ効率的にということですが、やはりその前提とな
りますのは、安全で安定的な稼働をするというのが何よりも大前提になる
と思います。したがって、それが地域の方々、区民の方々の信頼を勝
ち得る基礎といいますか、根拠ということになるかと思っておりますので、そ
ういう意味からしても、現在の世田谷工場の状況につきましては、一刻も
早く対策を講じて、区民の皆さん、地域の皆さんが安心していただけるよ
うに、これからも力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○松原茂登樹委員 今、部長からも御答弁いただいたように、きのう、世田谷区さん
から要望が出たということで、ただ、その該当区だけの問題ではなくて、
やはり23区全体でこのことは考えていこうと。全く当然だと思っていま
して、私ども議会として、現状の状態をはっきり、はっきりというか、き
っちり把握をさせていただきたいという思いを持っております。そういう
部分では、今後のことなんですが、世田谷清掃工場の件も含めまして、適
時適切、もう少し言葉で言えば丁寧に、その状況も含めて情報提供という
のをお願いしたいと思うことを、お願いということで付けさせていただけ

ればと思っています。

○西川太一郎管理者 ただいま松原議長様から御質疑をいただきましたが、区長会としても、このことを重く受けとめておりますことを申し上げます。

正直言って、いろんな役員会、総会でも議論が出たほかに、世田谷区長さんと担当の部長さんが、私どもの区までお出向きくださいまして、いろいろと協議をさせていただきました。区長会役員会でも、この問題、ただいま松原先生に言及していただきましたように、一人世田谷だけの問題ではないだろうと。大田区長、松原様からも、近接の関連の連係プレーもしなきゃいけないとか、そのことについてのいろいろ御意見もいただきました。

そういう中で、これは世田谷区長が再三にわたっておっしゃっていることなんですが、新しい形のダイオキシンを防ぐためのプラントにもかかわらず、再三にわたって、これが不具合になるということについて、メーカー側の瑕疵についても、２年間でこれを、期限、平たい言葉で言えば、製造責任の保証期間が２年で終わるというのは、余りにも短いではないかとか、第３管理区域にすぐ指定されるような不具合は看過できないとか、近接の区だけでなく、区長会各ブロックの方々からも、そうした御指摘がありました。これに対して、佐藤副管理者並びに大久保総務部長、井上部長を初め、専門技術者からも丁寧な御説明等があって、今後、こういうことについては、しっかり管理をして、ルールを、どういうふうになるかでございますが、議論をしていこうと。こういう一応の結論になりまして、これは議会の先生方だけに御心配をおかけしてはいけないと。区長会としても、きちっと、一組の管理者・副管理者ということだけでなく、広く２３区として行うべきであると。こういう体制でございましたので、そのことを総会にも御報告申し上げ、あいにく、その日は世田谷区長が議会の御都合で御出席ではありませんでしたけれど、後にきちっとこれをお伝えしまして、御理解をいただいております。

あえて私がきょう立ち上がった理由は、先生方に御心配を一方的におかけしてはいけないと。区長会としても、このことを重く受けとめていかなければいけない。こういう姿勢でございますことを、御参考までに申し上げます。

委員長、ありがとうございました。

○太田雅久委員 台東区の太田でございます。初めての決特なので、イロハのイの字から質問をさせていただきますが、どうか御丁寧にお答えいただきたいと思います。

まず、一番最初に出ましたけども、歳入歳出決算で差額が出ました。25億9,700万、これについては、基金に積まれるということによろしいのでしょうか。

○藤田和哉財政課長 今、委員の御指摘のとおりでございます。今回の歳出歳入の差額でございますが、これは繰越金ということで、今、26年度の決算でございますけども、これが27年度の繰越金ということになります。繰越金の取扱いについては、例年のルールということでございまして、財政調整基金に積み立てるといような考え方で整理をしております。

以上でございます。

○太田雅久委員 今、ちょっと言葉として、繰越金という考え方ではないでしょう。繰り越しすべき金額はないと、さっき説明を受けたんですが。

○藤田和哉財政課長 失礼いたしました。

繰り越すべき金額というものは、例えば26年度中に事故等があった場合を想定いたしますと、それが財源を伴って27年度に繰り越すべき財源と一緒に繰り越すと。そういう意味でございまして、今回の歳入歳出、差し引き、形式収支ということでございますけども、それは通常、26年と27年度の間で言えば、26年度については、歳入差し引きの余った額と。その部分については、27年度に繰り越すということでございまして、27年度から見れば、それは26年度から繰り越してきた額という整理でございます。言葉が足りずに失礼いたしました。

○太田雅久委員 分かりました。

ちょっと細かいところなんですけど、54ページの福利厚生費というところなんですけど、1,500万、想像していたより非常に安いかなと思ったんですが、これは単純にやると、1年間1人5～6万みたいな感じなんですけど、これは私費と公金の割合というのは、何対何になっているんですかね。それを教えていただけますか。

○小林 孝職員課長 今、御質問いただきました福利厚生費でございます。50対50という割合でございます。

○太田雅久委員 1対1でいいんですね、じゃあね。一般の我々の職員の対比といい

ますのが、1対0.5、これが1対1かどうかというのは、また別の観点でしょうけれども、分かりました。

それで、次が59ページですけれども、これは掲載の仕方についてちょっとお聞きいたします。対象の職員数というところですが、一般職（行政系）、（技術系）とありますが、470人のうち、括弧内は再任用ということではありますが、これは、表示の仕方としては、やはり一般職が何人で幾ら、再任用が幾らといった表示をしたほうが、はっきり分かりやすいんですが、その辺についてはどうでしょう。

○小林 孝職員課長 今後検討してまいります。

○太田雅久委員 ぜひ、分かりやすい表示をお願いします。

それから、ことしの2月に経営の基本となる経営計画が改訂をされました。その中で、最終処分場、埋め立ての処分量の削減を兼ねる、あるいは再利用というものを含めて、主灰のセメントの原料化というのをそこで打ち出しておられると。5月から本格実施ということを書いておりますが、これは全国的に進んでいるものなのか、あるいは東京都だけなのか、東京都がもしやっているのであれば、その進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○塚越 浩技術課長 焼却灰のセメント原料化についてでございますが、この技術は従前からある技術でございました。特にセメント工場がある清掃工場所在地の自治体においては、この焼却灰のセメント原料化というのは盛んに取り組んできたところでございます。東京につきましては、東京23区では今年度から初めて取り組んだ内容でございまして、東京23区以外、市町村におきましては、東京たま広域資源循環組合というところで、エコセメントという事業で取り組んでおります。

このエコセメントと申しますのは、私たちが今取り組んでいるセメントと同じ名前なんですけれども、セメントの質がちょっと違いまして、エコセメントにしますと、構造物等に使用ができないという、そういう条件がございまして、広く一般的にセメントといいますと、イメージされるのが、生コンクリートにして構造物等に使うというのが常なんですけれども、エコセメントですと、そういう構造物には使用できないと。これは中に入っている塩素という成分の関係で使用できないということになっておりまして、そういう取組は東京たま広域資源循環組合では実施しておりまし

たが、この普通ポルトランドセメントへの資源化の取組は、東京では初めてというところでございます。

また、他都市につきましても、昨今、溶融施設で、溶融を行うことによりまして、エネルギーを多く使用する、そのことによって地球温暖化ガスの排出量がふえるという観点から、溶融を廃止して、こちらのセメント原料化に取り組んでいく自治体も多くなっているというふうに、私たちのほうでは確認をしているところでございます。

以上でございます。

○太田雅久委員　それで、23区はどの程度進んでいるのか、その進捗を教えてください。

○塚越 浩技術課長　現在、今年度は5,000トンがこの資源化に取り組む計画を立てております。全体に発生しております主灰につきましては、年間、約20万トン発生しております。今後、一般廃棄物処理基本計画の中で、5年後には3万トンまでこの資源化に取り組んでいく計画を立てておりますので、その計画に向けて、確実に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○太田雅久委員　それは要するに建築資材として使えるものでいいわけですね。

○塚越 浩技術課長　はい、そのとおりでございます。

○太田雅久委員　そのほかに、ほかの自治体でも先駆的に、先にいろいろやっているところがあるような話も聞いたんですが、進んでいるところというのはいくつでしょう。

○塚越 浩技術課長　主にセメント工場が所在していますが、東北地方、それと四国、九州地方でございます。ですので、東北地方の自治体、また四国、失礼いたしました。中国ですね、中国と九州地方にセメント工場が昔から所在しておりますので、中国地方と九州地方の自治体で、このセメント原料化に取り組んでいるというふうに確認しているところでございます。

○太田雅久委員　分かりました。ありがとうございました。

今出た経営計画であります、その基本方針、運営方針として、要するに経営理念を区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場の効率的運営と位置付けて、経営計画の実施計画となる「経営改革プラン2015」を改定したということですが、その中に非常に重要な部分がありました。この経営計画のほうなんです、23ページに、財政状況や計画の進捗状

況を詳しく、分かりやすく、積極的に公表することにより、行政の説明責任を十分に果たしてきたというふうに書いてありますが、今まで清掃議会もやっておりますが、私の記憶では、1回も報告がないように記憶をしておるんですが、いかがでしょうか。

○古館 陽経営改革担当課長 財政状況等につきましては、予算編成、もしくはこちらの決算等の委員会を利用いただきまして、逐次報告をしているということでございます。そのほかに、大きな支出等ございました際には、全員協議会でも御報告をさせていただいてございます。

また、透明性の確保ということでございますけども、財政状況につきましては、毎年3月に、区民との意見交換会というのを年間3回ほど開催をしておりますけども、そういった中で、区民の方にも直接御説明する機会を設けまして、財政状況ですとか、年度の特徴的な事業についての説明をさせていただいております。

以上でございます。

○太田雅久委員 確かに財政状況は書面ではいただいておりますが、進行管理、計画の進捗状況などというのは、私は聞いたことがないんですが、どうでしょう。

○古館 陽経営改革担当課長 全体の進行管理につきましては、その都度、その都度、計画の改定等の際に申し上げているところでございます。そのほか、重要な事業につきましては、その都度、個別に全員協議会等でお諮りしているということでございます。

○太田雅久委員 今、財務委員会もやってきたんですが、もうなかなか説明を受けても質問まで行かないというのが現状であります。やはりそういう方向性をしっかり立てて、細かいことでも結構ですが、どんどん報告をしていただいて、我々にも理解を深めるような努力をぜひしていただきたいと思えますよ。それをお願いします。どうでしょう。

○古館 陽経営改革担当課長 委員御指摘の点を踏まえまして、今後につきましては、そういった細かい部分も含めまして、御報告をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○太田雅久委員 ですから、そういう理解が深まっていけば、我が議会の優秀な秋家監査が、やっていただいておりますけども、しっかりと我々も勉強してい

きたいと思いますので、お願いしたいと思います。

ただ、大きな問題は、この中に一つありますが、一つ行政評価については、19年度、経営改革プラン重点施策評価を取りまとめて、現在に至るまで毎年度続行しているということではありますが、一方、外部評価についてですが、学識経験者や公募区民から成る外部委員会の設置について、検討はしたものの、しかし、専門的見地からの評価が、効果的な事業、要するに非常に専門的な事業が多いために、なかなか一般の人では分からないだろうということで、これはまだ実施されていないということでもあります。我々も理解を深めていきたいんですが、なかなか突っ込んでそういった外部評価でも見ることはできないというような状況、これをどうにか打開しなきゃいけないというふうに思っておるんですが、それについて斎藤委員がいろいろ意見をお持ちだと思うんですが、バトンタッチをさせていただいてよろしいでしょうか。

○やまだ加奈子委員長 答弁はよろしいですか。

○斎藤泰紀委員 別件でお伺いしたいのがあったんですけど、太田議長、いいですか、別件から。ほかの議長さんはないんですか。ありましたか。先に……。

じゃあ、委員長さん、すみません。議長の先生方にもお許しをいただいて、ほんのちょっとだけ。時間はかかるかもしれませんが。恐らく委員長さんは、長くなったらやめさせろよという、そのぐらいのメモぐらい、多分、事務局から入っているような気がするんですけど、お許しをいただいて、そんなにかからないようにさせていただきます。

今、太田議長さんから私のほうに回ってまいりましたが、それに関連をしながらお伺いさせていただきたいと思います。でも、先に評価、いい意味での評価をさせていただきたいのは、国際協力の事業を始められて、もう大変結構だと私は思っていますので、ぜひ、積極的にこのことは進めていっていただきたいというふうに思っています。

私は、基本は分担金なんです。分担金にかかわって、それをどうしていったらいいのということは、私ども荒川区は、本当に申し訳ないことながら、財政調整（財調）に頼るところが大変財政的には大きいと。となりますと、分担金が増えていくと困ると。より減ってほしいということ強く願っているところでありまして、ありがたいことに、これはもう本当に皆様に感謝を申し上げたいと思うんですけど、26年度の決算から比

べますと、今の２７年度は１億円前後減らしていただいたと。ありがとうございます。もう感謝を申し上げます。これをより減らしていただくとためにはどうしたらいいのかということがあります。

無知なものですから本当に申し訳ないので、素朴な、無知識からの素朴なことで幾つかまずお伺いしたいんですけれども、基金のところが、まああることとはいいながら、基金で取り崩しを２６年度の決算で１００億程度でしょうか、取り崩しをされ、１００億強されて、事実上、それを引き出されて、最後は１３０億強、また財政調整の基金として入れられたと。間々あることかもしれませんが、こういうやり方というのは、よく分からないんですけれども、何か特別な必要があったのかどうかというのを簡潔にお答えいただけますか。

○藤田和哉財政課長 基金の考え方についての御質問でございます。

まず、取り崩しのほうの１００億を超える取り崩しの理由ということでございますが、基金の考え方は、繰入れについては当初予算、平成２６年度の当初予算を組むときの財源構成で、これぐらいを、２６年度で言いますと約１００億円ということで、繰り入れるというような考え方で整理をしたものでございます。特に平成２６年度の当初予算を組む段階でございますけれども、当時は国の交付金、施設整備、清掃工場の整備にかかわる国の交付金というものが、東日本大震災の関係で減額措置というものがとられてございました。これが平成２５年度の夏場あたりの話でございますけれども、そういった事情もございました。その影響で約３０億円程度、予算を組む段階では不足が生じるだろうということ。そして、２６年度の予算であれば、８００億円を超えるような予算でございますので、通常でございますと、分担金のお話ですと、約４００億円程度は、これまでの例によりますとお願いをせざるを得ないということでもございましたが、２３区の方々の御意見もいただきながら、やはり委員がおっしゃるように分担金を我々としても少しでも抑えたいということもございまして、３７２億という形で分担金を設定いたしました。そうしますと、やはり財源的に厳しくなるということもありまして、それを補填するために、２６年度の当初予算時点では約１００億円というような形の繰入金で整理をさせていただきました。

後段でございます。今度、積立金という、１３０億を超える積立金とい

うことですが、これは、積立金というのは補正予算ということで、最終的には130億を超える積立金という額にしたという経緯がございます。積立金の原資ということでございますけども、これは25年度から26年度へ繰り越してくる繰越金が原資、そして26年度中の歳入が予算より上回った部分、そして26年度中の歳出が予算より下回った部分、そういったものを言わばかき集めまして、そして結果的に130億円を超える積み立ての原資ができたというような、時系列に言うと、こういった経緯がございます。したがって、このペーパーというか、積立金、そして繰入金という数字だけを見ますと、委員の御指摘のとおりだとは思いますが、そういった経緯があるということでございます。

以上でございます。

○斎藤泰紀委員 私の感想から申し上げますと、30億前後、最後には基金が増えたということに事実上なるわけでして、可能でしたら、その中からでもやはり分担金を減らしていただけないかということが、例えば何となしに思いたくなるような気持ちもあったりします。ただし、80億円前後の基金と起債の差額がいまだにあるわけですから、その辺を少しでも早く解消していったほうが良いということもあるであろうと思いますし、今後、どのような状況になっていくか分からないということで、基金をしっかり積み立てていくということもよく理解できるところでありますが、感想としますと、そのあたりからも30億円は上乗せして最後は基金の積立てがあったわけなので、期待をしたいなということで、とりあえず申し上げておきます。御答弁は要りません。

まだ素朴な疑問がありまして、48ページのあたりなんですね。職員の方の給与なんです。給与等については、当然、23区それぞれに準じた形ということになっておられるんだろうと思います。もう単純計算で割りますと、1人当たり1,000万円ぐらいになるんですね。なぜこうなっているのかなというところがよく分からないので、全く知識がないのでお伺いをしたいんですが、簡潔にお答えをいただければありがたいんですけども、これは管理職の方が、職員の方に比して、305人、マイナス27になると、297人。305人の中に27人も入っているんですかね、これは。

○小林 孝職員課長 そうです。

○斎藤泰紀委員 入っているんだ。じゃあ、マイナスしていいんですけども、職員の方に比して管理職が多いからなのか、そうではない何かがあるのか、もしくは年齢的に高い職員の方が多いのか、その他何かあるのか、よく分からないんですが、簡潔に答えていただいていいですか。

○藤田和哉財政課長 職員の1人当たりの単価という部分についてお答えさせていただきます。

平成26年度の職員費、人件費でございますが、単価といたしましては856万9,000円余でございます。平成25年度は、比較いたしますと840万円程度でございます。この間の差額という部分でございますけれども、昨年度は人事委員会勧告ということがございまして、勤勉手当等の改定がございました。こういった部分もあって、増になっている部分、そして委員がおっしゃるように、1年たてば、給料表というものがありまして、ベースアップというか、上がっていくという部分があります。そういった部分で、若干増になった部分があるかと存じます。

以上でございます。

○斎藤泰紀委員 何でお伺いしたかという、私どもの荒川区のことで申し上げますと、10数年前のころというのは、おおよそ平均すると850万円ぐらいだったんです、1人当たり。今は700万円台になっています。なので、準じているはずなのになぜなんだろうなというところがよく分からなかったもので、どういうことですかということを今お伺いをさせていただいたんです。

何を申し上げたいかという、やはり経費を少しでも減らしていただくということが必要だと私は強く思っていて、私ども荒川区では、10数年前から、今、管理者でいらっしゃる西川区長と、行政全体とは言いません、西川区長と私たち自由民主党で、もう徹底的に行革をやらないとだめだと。まず職員の数を減らすと。それだけでは、もちろんありません。職員の数でも、おおよそ1,000人ぐらい、この至るまでの間、減っています。そういうことのいわゆる本当の意味での行政の改革というのは、これからどんなつもりでやっていかれようとしているのかなと。今お伺いした限りでも、給与の点で言うと、私どもの荒川区よりはどうも平均で言うと結構多そうだという感じがあるんですが、それなので、簡潔にこのあたりというのはどういうふうになっているのかお答えください。

○大久保一成総務部長 まず、私どもの職員でございますけれども、一組の職員は、一組固有の職員と、それから２３区からの派遣職員で成り立っております。大ざっぱに言いますと、今のところ、事務職員につきましては、３割が固有、７割が２３区からの派遣職員。技術系は、言ってみればその逆でございまして、７割が固有、３割が派遣職員と、こうなっております。先ほど先生がおっしゃいましたとおり、一組職員の給与については、２３区と全く同じでございます。２３区にない特別な手当があるわけでは全くございません。その結果として、ただいまの状況ですが、若干、先生がおっしゃった金額よりも、私どもの把握では、財政課長が申し上げたとおり、八百数十万円でございますが、やはり構成している職務が違います。我々は中間処理に特化した組織でございますが、２３区のほうは、いろんな職種の方が、若い年代もいらっしゃいます。ということの結果だろうと思っております。私どもとしては、引き続き、経営改革に取り組んでまいります。

それについて若干申し上げさせていただきますと、経営改革では、平成１７年度末の職員比に対しまして、平成３２年、３割削減という目標を立てております。今回、今年の２月に改訂いたしましたけれども、この目標は下ろしておりません。現在どこまで到達しているかと申しますと、２５％削減まで参っておりますので、もう少し、さらなる努力を続けていきたいというふうに考えております。

したがいまして、一組といたしましても、２３区からの派遣職員の応援をかりながら、中でも清掃工場の委託など、いろんな手法を講じまして、経営の努力、それから経費の削減、それから、もちろん工場の安定で安全な操業を確保するというのが何より前提となりますけれども、その基礎のもとに、一層、経営改革に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○斎藤泰紀委員 ありがとうございます。期待をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長、もう少しだけ。まだ調整されなくて大丈夫ですか。

○やまだ加奈子委員長 はい。どうぞ。

○斎藤泰紀委員 すみません。

契約のことでお伺いします。もう全て分担金をどこまで減らしていただ

くかにかかっておりますので、そういう意味でお伺いをしたいわけですが、やはり相当以前から、私どもの荒川区からお邪魔をさせていただいている議長さんからもお伺いをしていたり、当議会の中でも何人かの先生から声が上がっていたりということで、随意契約のことです。御担当はどちらになられるのでしょうか。随契のことで、26年度のところで言いますと、建替えのところで、建替工事が練馬と大田のところという、建替工事については随契ではないんですよ。どういう契約になっているのでしょうか。

○高橋知之契約管財課長 工場の建替えに関しては、総合評価方式ということで、入札の方式を入れて、その中に提案をしていただいて、技術力の高いところ、そこに実施していただくと。そういう内容になっております。

○斎藤泰紀委員 今申し上げた26年度のところでは、練馬と大田区が、そういうことだということによろしいんですね。

○高橋知之契約管財課長 清掃工場の建替に関しては、そういう方式をとっております。

○斎藤泰紀委員 随意契約なんですけど、資料をお送りいただいてありがとうございます。

この随意契約なんですけど、今回の議案にも当然あるわけでありまして、これこれこういうことで随契である必要があるんだよということが書かれているわけですが、これは素朴な疑問というのがやっぱりどうしてもありまして、やはり随契が本当にどうしてこれだけ多いんだろうということなんですけれども、もう当然のことながら、私は、不正があるとかということとは全く思っておりません。感じてもしませんし、また、天下り先の確保のためになんていうこともあるはずがないというふうに思っておりますけれども、本当に同種の業務を請け負える事業者がいらないのかというところで、日本全国の他の自治体等の同種の業務を受託しているというようところで、本当にないのだろうかというところがよく分からないんですよ。やはり何とか競争性を保ったほうが、恐らく透明性ということだけではなくて、何とか私どもの分担金が少しでもまた減ってくる可能性がそこで出てくるのではないかというふうに思いたいわけでありまして、単一事業者のみの見積もりだけでまさかやっておられるのではないと思うんですが、随契でありますと、結果を見ますと、事実上100%、予算と請負の契約金額がほぼ事実上100%となっているということは、悪く考えたいわけ

ではないんですけれども、事前に、当然のことながら、その事業者の方に幾らぐらいでやれるのということでお伺いをされ、このぐらいですよということで、それが来て、当たり前のことながら、しっかり精査をされていると思いますけれども、予算が決まると。落とされる金額も、そのままということになるわけですが、そういうことが本当にいいんだろうかと。日本全国、同種の事業者というのがあるはずだと思いますし、やはり競争性をどうやって持たせるのかというところを具体的に考えていていただいたほうが、本当に今後はいいのではないかと。そこでなければ本当に絶対ににならないのかどうかというところが、よく理解できないんですが、いかがでしょう。

○塚越 浩技術課長 清掃工場の定期補修工事の契約案件の随意契約についてでございます。

私どものほうといたしましても、この随意契約に当たりましては、十分工事内容を精査しているところでございます。また、あらかじめ金額をプラントメーカーに、このぐらいの金額で、このぐらいの工事をやってくれということは一切行っておりません。逆にその金額を提示することによって、プラントメーカーからできる内容を逆に提示してもらいますと、その内容では完全な補修工事ができないという状況になっているところでございます。ですので、例えばプラントメーカーから提示された金額で補修工事をやると、私たちが狙っている10の補修工事のうち5ぐらいしかできないというのが現状でございます。ですので、あらかじめそういうような金額の提示をするのではなく、私たちのこういうところを補修したい、これは計画的に、機械設備であれば経年劣化等もありますので、そういう計画を持って、こういうところを補修したいんだというところで金額を提示してもらっていると。そういうやり方でございます。

それと、全国の自治体についても、私ども調べたことがあります。25年に、全国の200施設で、同じ廃棄物焼却、清掃工場を維持しているところの回答をいただきました。その結果随意契約を行っているのが174施設、93%になっております。また、今、委員がおっしゃいました入札も、13施設で実施している自治体がございました。その辺につきましては、性能保証にかかわる設備につきましては、入札をしても、やはりそのプラントメーカーが応札しているという状況でございます。

私どもも一度、中防の溶融施設、中防灰溶融施設というところで、実は随意契約であっても不調になったことがございました。随意契約で不調になるということもございまして、不調になったことがございました。そのときに、他プラントメーカーにいろいろ打診をしたところでございますが、やはり他プラントメーカーも、技術開発、製作した施設の補修を請け負うことはできるけれども、その後の性能を担保することは、その性能が確実に担保されるかというところまではできないということで、各プラントメーカーが辞退をしたということもございます。そういうことから、安定的に、２３区の毎日毎日排出されるごみを安定的に処理するためには、この随意契約が、工場の定期補修にかかわるところの契約形態としては、この随意契約が一番最適というふうに考えているところでございます。

○斎藤泰紀委員　もうそろそろ、もう少しで終わりますから。

ぜひ一度、ここでもう一回しっかり、本当にこのままでいいのか、別のやり方はないのかということ、具体的に御検討をいただくということはできますか、できませんか。

○井上 隆施設管理部長　清掃工場の定期補修工事の契約方式につきましては、従前から、いろいろと御指摘をいただいているところでございます。私どもといたしましても、過去幾度にもわたりまして、その方式について検討をしてきているところでございまして、その一端を先ほど技術課長からお答えをさせていただきました。２３区のごみ処理を間断なく進めております私どもといたしましては、一日たりともごみの処理が滞ってはいけないという考え方のもとに仕事を進めております。現在、工場でいろんな補修工事を行う際、競争性があると思われる部分については、競争性を担保するため、入札の仕組みも導入しております。しかしながら、基幹的な部分につきましては、プラントメーカーのノウハウによるところが多いわけでありまして、引き続き随意契約で臨んでいかざるを得ないというふうに思っております。しかしながら、今後とも可能な限り、いわゆる競争性が認められる部分については、その部分を拡大していきたいと思っております。

なお、随意契約の必要性につきましては、時間が非常に限られておりますが、もしお時間をいただければ、また別の機会に詳しく御説明を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

○斎藤泰紀委員 最後です。もろもろ申し上げさせていただきました。やはりでき得る限り経費を削減していただいて、私どものほうの分担金というのが少しでも増えていかない、でき得る限り減っていくということでお願いを申し上げたいと。そのためにも、でき得ることなら、一度、よその視点から、外の視点から中を見ていただくということはあってもいいような気がしていますということを、とりあえず希望として申し上げさせていただきたいと思います。御感想がおありになれば、御答弁いただければと思いますし、なければ結構です。

以上です。

○大久保一成総務部長 分担金の削減について、再三御質問がございましたので、お答え申し上げます。

私、冒頭の総括説明で、歳入に占める分担金、23区からの分担金の割合が、歳入の中で40.7%だったと、26年度決算、申し上げました。これは年々減ってきております。以前は50%をはるかに超えて、57%、56%という時代が続いた時期もございます。それがここ数年、努力の結果、40.7%、約6割弱から4割まで落ちてきたということでございます。これはまず出るほうの努力からすると、やはりいろんな工場の委託を進めてきたということ、それから今度は入りを稼ぐということからいたしますと、これも先ほど申し上げましたけれども、エネルギーの売払収入、売電ですね、これを、発電を極力して、それを売却することによって稼いで、今100億円まで到達しております。それから、廃棄物処理手数料の未納分、これを今議会にも御報告いたしましたけれども、徴収強化に努めるというようなことで、入ってくるものをできるだけ稼いでいくということの積み重ねの中で、歳入に占める23区からの分担金の割合を、57%のピークから40.6%まで下げてきたという努力をしてくれているつもりでございます。

それから、もう一つ、23区から分担金について要請がございますのは、削減してくれということと、それから平準化をしてくれと、こういう要請もございます。つまり毎年毎年上がったり下がったりは困るんだということですね。当然、各区の予算にかかわりますので。これにつきましては、経営計画の中で、安定的に、余り上がったり下がったりしないということで、これも極力意を用いて、平準化に努めようということでございます。

そのためには、やはり基金、財政調整基金というものが、振れ幅を小さくするためのダムの役割を果たしますので、これからいろいろまだまだ清掃工場建替などの計画もございますので、その際に、いきなりまた上がったり下がったりということではなくて、削減しつつ平準化、全体としては右下がりになりながら、余り振れ幅を大きくしないという、この両方をにらみながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○やまだ加奈子委員長　ここで委員長より申し上げます。

終了予定の時刻も迫っております。御質問をお持ちの委員の先生方、挙手をお願いいたしまして、時間配分を……

はい、2名ということで、それでは順番に御質問いただきたいと思います。もう一度挙手をお願いいたします。

○白石英行委員　すみません。簡単にお聞きしたいと思います。

先ほどの総務・事業委員会でも報告があったんですけども、いわゆる廃棄物手数料について民事訴訟等を行っていただいて、回収をしっかりと行っているというところでは、心から感謝を申し上げますが、この間の未収入の額というのが、どういうふうに推移してきたのか。また26年度において、どれぐらい改善されてきたのかというところについて、まずお聞きしたいという1点と、もう一つは、先ほど御評価いただいた国際交流という形で、事業展開をしていただいていますけども、55ページにあるように、清掃事業の国際協力ということで、草の根技術協力事業ということで補助金を受けていると。これはたしか2年ぐらいの形になるかと思うんですが、26年度については、ここに報告が、マレーシアのほうであって、ことしの定例会の中では、トルコのほうとあったということで、今後、この事業展開についてどういうふうに考えていくのかというところと、先ほど灰溶融炉の停止に伴って、主灰で、コンクリートというものを技術的に進めていくというところで、これが国際貢献のほうへつながっていくのかどうかというところの3点だけお聞かせください。

○佐々木正管理課長　収入未済の額について御説明させていただきます。

一番収入未済が多かったのが平成22年で、手数料について見ますと、5億7,700万、今年度、26年度の収入未済は2億7,870万ほどということで、約3億ほど減っております。収入未済率で言いますと、平成22年のときは95.81%でしたが、今年度は97.49%まで改善

をしております。収入率です。22年が95.81%しか集まっていませんでしたが、今は97.49%まで改善しているということで、引き続き努力していきたいと思っております。

○神野美和清掃事業国際協力課長 国際協力事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、JICAの草の根技術協力事業でございますが、マレーシアのクアラルンプール市民と東京の区民の交流事業ということで、25年度、調査を行い、26年度・27年度、2か年にわたって区民と市民の交流を行っているということでございます。

マレーシアとの交流につきましては政府系の職員の研修の受入れを24年度から26年度まで、3年間、15名の方を2週間ずつですので、累計しますと45名の政府系の方の受入れもしております。あと、管理者に現地の大臣に会っていただいたりとか、そういう様々な形で交流を行っているということで、こちらの草の根の事業について、今年度も10月に受け入れ、そして1月に派遣ということで、しっかりやっていきたいというふうに思っております。28年度でございますが、ちょっとマレーシアに関しましては、今後も引き続き協力を行っていきたいということで、今行っている草の根交流の成果について、何か今後も見えていけるような事業をやりたいというふうに考えているところでございます。

それから、トルコでございますが、これはJICAの調査委託ということで、今年度、6月にトルコの政府の職員の方を東京に受け入れて、8月に、逆にこちらから向こうで行ってセミナーを行ったということでございます。これはJICAが今後トルコ国に対してどういう支援をしていくかという、廃棄物に関してどういう支援をしていくかを考える、企画するための基礎調査ということでございますので、この結果を踏まえて、今後、JICAのほうでトルコ国への支援を考えていくということで、その結果を踏まえまして、一組が協力できる部分がありましたら、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

それから、主灰のセメント化の事業、先ほど説明がありましたけれども、一組において、昨年度試行、今年度から本格実施というところで、その推移と国際協力への何か活用というか、できるのかどうかというところだと思います。いずれにしても、東京の23区の清掃事業につきましては、

発電の部分とか、それから安全性の部分とか、いろんなところを海外の都市の方から注目されておりますので、そういった主灰の活用についても、何か協力できる部分があればというふうには考えております。

以上でございます。

○杉田ひろし委員 板橋区の杉田でございます。よろしくお願いいたします。63ページの不燃ごみ処理作業に関連しまして、質問をさせていただきます。

現在、事業系一般廃棄物は、有機物が付着した汚れたプラスチック類を、いわゆる弁当がら等という区分で、不燃ごみとしての取扱いをしていると聞いております。ただ、家庭から排出されるプラスチック類は、汚れていても可燃ごみという取扱いでありまして、また、有料シールを貼って収集に出される事業者も、プラスチック類を、これも可燃ごみという扱いでありまして、先ほどの事業系一般廃棄物、事業者からの弁当がら等のみ不燃物としての取扱いは、合理性に欠けているのではないかなという点から一つ伺いたいのと、また、弁当容器に残飯類が付着していると、弁当がら等の唯一の搬入先である、こちらのほうにも記載があります中防不燃ごみ処理センターでも受入れをしてもらえないということも伺っているんですけども、この点も確認したいと思います。

それで、質問といたしましては、家庭ごみと事業系ごみの分別の先ほどの相違を、どのように説明をいたしまして、事業系一般廃棄物事業者に正しく分別をしてもらい、弁当がら等を中防センターのほうで受け入れていないということであれば、弁当がら等を適正に処理するためにはどのようにすればよろしいのか、お伺いをさせていただきます。

○佐々木正管理課長 いわゆる弁当がらの件につきましては、今、23区の清掃主管課長会の中で取扱いをさせていただいているところでございます。弁当がらについては、有機分がついているということで、現在の埋立処分場では、まだ埋め立てはできているんですが、今後、平成32年度以降の予定ですが、これについては、今後、新しい埋立処分場に参りますので、こちらのほうは有機分の含んだものは全く埋め立てができないということがありますので、遅くともその時期までには、各23区の主管課長会の中で、その辺の取扱いについて整理されていくものと考えております。

○杉田ひろし委員 ありがとうございました。

あと二つありまして、61ページのごみ焼却作業に関連いたしまして、

現在、いわゆる年始、1月1日から3日までは清掃工場の搬入は停止をしております。ただ、東京23区におきましても、多数の商業施設とか、また外食産業、いろいろとございまして、現在は年中無休の営業となっております。また、こういった排出事業者からも、営業日に合わせまして、年中無休での収集体制を、いわゆる収集運搬業者さんのほうには、委託条件として余儀なく求められているというようなお話も伺っております。また、年始の営業件数と排出量、その対策としましては、保管積替え・積置きの手続きというのがあるのでしょうか、こういったものをもってしても、その容量をはるかに超えた排出量となっているというふうに伺っております。これからまたオリンピック・パラリンピックが開催されまして、さらに年中無休の施設件数、排出量が想定をされておまして、清掃工場が今、先ほど申し上げました1日から3日までは停止している間の収集につきまして、これはいわゆる一般廃棄物処理計画にどのように定められて、また、業者が収集を求められる委託の要望に、年末年始に出てくるものに対しては、どのように対応すればよろしいのか。でき得れば、1日でも稼働日を設けていただくというのも対策の一つかと思うんですが、この点についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○佐々木正管理課長 正月三が日の搬入でございしますが、工場は当然動いてはいるんですけれども、正月三が日の1月3日については、平成22年からですか、3工場をあけさせていただいております。ただ、これもいろいろ準備が必要でございまして、区収は行っておりません。そういう中で、事業系のごみを入れるということは、近隣住民の方の影響もございします。また、搬入に当たっては、事前に受入工場のほうにも説明をして、搬入することについての了解を得た中でやっております。そういう中で、今のところ1月3日、3工場をあけているんですが、今のところ問題なく収集できているという状況にございします。今後の搬入ごみ量を見ながら、その対応については今後検討していきたいと思っております。

それから、積替えとか保管につきましては、これは区の所管になりますので、申し訳ございません、こちらのほうではお答えすることができない状況となっております。

○杉田ひろし委員 最後に一つ。

排出事業者のごみの分別に対する意識の向上策ということで、これもお

話を伺っている中では、事業系一般廃棄物の明確な分別基準が記載されている媒体がないということで、十分に分別されない廃棄物を収集運搬業者が清掃工場に搬入すると、何か指導をされてしまうというふうに伺っております。そういった点から、特に小規模排出事業者に対する指導について、どのようにごみの分別についてはされていらっしゃるのかということと、どのように一般廃棄物処理計画に基づき分別を正しく理解してもらえるよう徹底していただけるのかという点もお伺いしたいと思います。

○濱園義弘事業調整課長 ただいまの御質問に対しましてですけれども、まず、搬入等の指導につきましては、事業系につきましては、各区のほうで、それぞれパンフレットあるいはホームページ等で周知を図っているということで実施をしてございます。その中で、各区の中で指導を強化させていただいて、適切なごみの搬入に努めていただいているというふうに聞いてございます。細かい部分については、大変恐縮ですが、各区の状況によって多少違ってございますので、可能であれば、お聞きいただければというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○やまだ加奈子委員長 ほかに質疑・意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○やまだ加奈子委員長 御協力ありがとうございます。質疑・意見を終わります。

これより、採決に入ります。

認定第1号、平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○やまだ加奈子委員長 全員賛成であります。よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告についてお諮りいたします。

本特別委員会は、全議員で構成しておりますので、委員長からの報告は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○やまだ加奈子委員長 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か発言はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○やまだ加奈子委員長 発言がないようですので、これもちまして決算特別委員会
を閉会いたします。御協力、ありがとうございました。

閉 会（午後４時０９分）

記録署名 決算特別委員長.....
(やまだ 加奈子)